

県南広域振興局長告示第84号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、夏川沿岸土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年7月28日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 就任

監事

佐 藤	崇	一関市花泉町油島字日向平47番地
千 葉	一 男	〃 〃 涌津字亥年前106番地 3
佐 藤	孝 明	〃 〃 永井字鞍懸山86番地

2 退任

監事

佐 藤	崇	一関市花泉町油島字日向平47番地
及 川	善 喜	〃 〃 涌津字向川98番地
及 川	勝	〃 〃 永井字鞍懸山163番地